

◆ ◆ ◆ ヘッドライン ◆ ◆ ◆

○法律・法規等

1. 中国ブランド製品評価管理弁法公布
2. 広東省、電子商取引に関する立法を強化

○ニセモノ問題

1. 各地の工商局、ニセ商標の取締りを強化
2. 寧夏で大量のニセ農薬「富士一号」を押収
3. NEC ドメインネーム紛争案
4. 人民最高法院が二件の模倣・粗悪品製造販売取締案件を公布
5. PC 関連の消耗品にニセモノの輸入製品が多発
6. 広東省質量技術監督局、ニセブランド靴の生産拠点を摘発
7. 広東省のニセモノ製造販売拠点の摘発、3 年間で一万件超える
8. 広西省と寧夏省、海賊版ソフトウェアの取締りを強化
9. 福州税関、ニセモノ捜査を強化
10. HONDA ニセ商標事件解決
11. Pepsi、Nike、Cummins、Novartis が提起したドメインネーム紛争案

○中国司法行政関連

1. 全国市場経済秩序の整頓・規範指導グループ第二回全体会議開催、李嵐清が市場経済秩序の整頓・規範化を強調
2. 吳儀國務委員、全国工商行政管理局長座談会にて市場監督の強化を要求
3. 国家知的財産権局、特許業務評価基準を公布
4. 日本商標権者の保護のため「歌帝」の商標登録を取消し
5. 工商局、上半期に 30 万件以上の調査を実施
6. 地方の特許管理局、法制化の軌道に乗る
7. 実用新案特許の検索システム始動
8. 国家質量監督検験検疫総局、全国品質検査系統局長会議を開催
9. 中国有名ブランドの公式ウェブサイト開設、8 月中旬に中国有名ブランド製品の予選リスト一般公開へ
10. 国家質量監督検験検疫総局、国家認証認可監督管理委員会、及び国家標準化管理委員会の人事異動と内部調整
11. 国家版權局、全国版權処長会議を主催

○その他 I P R 関連

1. 情報産業知的財産権保護国際シンポジウム、広州にて開催

2. 北京の特許譲渡数急増、取引高 32 倍に
3. ハイアール社、技術革新と知的財産権保護のフロンティアに
4. 浙江省、特許活動の新政策を発布
5. 全国知的財産権審査会議、上海にて開催

○JETRO からのお知らせ

1. 中国消費者協会との意見交換を実施
2. 最新の法改正、司法解釈等の全文日本語訳を掲載
3. 商工会議所 IPG 8 月会合/JETRO 知財セミナーを開催

=====

○法律・法規等

★★★ 1. 中国ブランド製品評価管理弁法公布★★★

今年 6 月 15 日、国家質量監督検閲検疫総局は中国ブランド製品評価管理弁法（試行）を公布した。この法律でいう中国ブランド製品とは、製品の品質が国際的な同種の製品の先進的レベルに達しており、国内の同種製品の指導的地位にあり、市場のシェアと知名度も同業者間の上位につけ、顧客の満足度も高く、強力な市場競争力を有し、かつ中国ブランド戦略推進委員会の確認を経た、中国産の製品を指す。中国ブランド戦略推進委員会は中国ブランド製品の評価及び管理を統一して実施し、かつ中国ブランド製品の宣伝と育成を進める。当該委員会の事務局は国家質量監督検閲検疫総局の質量司に設置される。中国ブランド戦略推進委員会は毎年 1 月から 3 月の期間に中国ブランド製品の評価活動を行い、その都度評価を行う業種及び申請の受理開始日と終了日を公布する。中国ブランド製品証書の有効期間は 3 年間とする。この他、同弁法は中国ブランド製品の申請条件と評価基準を規定している。（中国防偽 8 月）

○ニセモノ問題

★★★ 1. 各地の工商局、ニセ商標の取締りを強化★★★

国家工商総局の市場経済秩序の整頓と規範活動の統一部署によると、各地の工商局は商標印刷産業の整頓と規範化を進め、商標権を侵害する違法行為を現在の主な任務としており、ニセモノ商標の製造販売行為の厳格な取締り活動は、まずまずの成績を収めているという。北京工商局朝陽分局は先日、非法に印刷された商標・ロゴの案件を調査し、その際に押収した“Dove”の商標を含む包装やシールの非法経営額は 59.1 万元に達した。上海工商局は Adidas、Phillips、Motorola などを含むニセモノ製品を 3 万 9000 点以上押収した。福建省アモイ工商局も、Nike や Adidas、Sony などのニセ登録商標案を捜査している。浙江省義烏では 44 万点のニセブランドの衣料品を押収し、同案件を公安機関に移送した。また寧波工商局鎮海局は、自動車関連のニセモノ事件を捜査し、市場価値 36 万元以上の本田、トヨタ、ベンツ、三菱などのニセモノを押収した。（商標世界）

<関連記事：各地で商標の違法印刷とニセモノ製造販売行為を厳しく取り締まり>

北京市：北京市工商局朝陽分局はこのほど、商標の違法印刷の取り締まりを行った。北京啓恒金卡特殊印刷有限公司は 1999 年初めから 2000 年末にかけて、北京のある会社の注文に応じ、「徳芙」「DOVE」という登録商標のついた包装用テープを大量に生産した。違法経営額は 59 万 1 千元

に達する。

上海市：5月以来、市全域で「中国有名商標専用権、外国商標専用権を保護する市場整頓キャンペーン」を展開した。今回のキャンペーンでの立件数は186件で、権利侵害製品3万9100件、製造拠点3カ所を取り締まった。摘発された外国の商標には「ADIDAS」「Hello Kitty」「Crocodile」「PHILIPS」「モトローラー」などがある。

福建省：廈門工商局は「Nike」、「ADIDAS」、「SONY」の商標権侵害事件を取り締まり、法律に基づき当事者に処分を与えた。

浙江省：

・義烏市：「NBA」、「NIKE」等の商標を販売する事件を取り締まった。同事件はすでに公安機関に移送して処理することになった。

・寧波市：寧波市工商局の検査で発見したところによると、寧波天馬金属飾品有限公司は2000年5月から「本田」、「トヨタ」、「ベンツ」、「三菱」など自動車メーカーの商標11種類の鋳型を製造し、自社が製造するナンバープレートに無断使用していた。寧波工商局は法律に基づき当事者に処分を与えた。

・温州市：温州市工商局は陳国富容疑者による自動車部品のニセモノ販売事件を取り締まった。陳容疑者は1997年7月から2001年4月にかけて、「SUZUKI」などの自動車部品のニセモノ2万3292個を他から購入、34万7千元を売り上げた。（商標通信 7月号）

★★★ 2. 寧夏で大量のニセ農薬「富士一号」を押収★★★

先日、寧夏回族自治区質量技術監督局は寧夏域内において、日本の“富士一号”という農薬のニセモノの販売ルートを摘発し、押収したニセ富士一号の市場価値は32.5万元に上った。このニセ富士一号は四川省の工場で生産され、現地の植物検疫所との強力なパイプにより常に摘発を免れてきたものである。輸出販売を行う日本農薬株式会社海外事業部が四川省でニセ富士一号を発見し、検査と分析により同品が模倣・粗悪品であることを確認した上で、現地の質量技術監督部門に同ニセ製品の捜査を依頼したことが今回の摘発につながった。（中国質量報 8月14日）

★★★ 3. NEC ドメインネーム紛争案★★★

北京市第一中級人民法院知的財産権庭は、NEC社とNEC（中国）社が広州三立科技发展有限公司を訴えた案につき、以下の通り判決を下した。

NEC社は日本及び中国で“NEC”の商標を登録しているが、被告の三立公司は98年2月にnec.com.cnのドメインネームを登録し、かつ当該ドメインネームを使用したウェブサイト上で商品の宣伝を行い、ウェブサイト上でもNECのロゴを使用していた。原告NEC（中国）社はNEC登録商標の合法的な権利者であり、当該商標の使用及びそれによる収益は法律上の利害関係を生ずるものである。NECはすでに中国でも知名度の高い商標であり、三立公司が、NECがNEC社の登録商標であることを知りながら当該ドメインネームを使用していたことは明白である。従って、三立公司は両原告に対する一連の不正競争行為に対し次の法的責任を負うこととする。1. nec.com.cnのドメインネームの使用を即刻停止する。2. 当該ウェブサイト上でのNECロゴの使用を即刻停止する。3. nec.com.cnのドメインネーム登録を取り消す。（電子知識産権 2001年8月）

★★★ 4. 最高人民法院が二件の模倣・粗悪品製造販売取締案件を公布★★★

最高人民法院は 8 月 9 日、山東省の二件のニセモノ訴訟の第一審判決を公布した。

1. 山東省新泰市の自営業者陳は、昨年 9 月粗悪なケーブルを上海の著名なケーブル製造業者のケーブルだと偽って他者に販売し、その市場総価値は 132 万元以上であった。現地の技術監督局の検査により同ケーブルがすべて不合格製品であることが発覚し、陳は山東省寧陽県人民法院の公開審理にかけられ、模倣・粗悪品を製造販売した罪で 9 年の懲役刑と 90 万元の罰金刑に処された。

2. 山東省臨邑県の無職盛は、昨年 7 月から 10 月の間ニセモノの“セーフガード”ブランドの石けんを 23 トン製造し、うち 8 トンを 11 万元以上で販売した。山東省臨邑県人民法院の公開審理を経て、盛は模倣・粗悪品を製造販売した罪で 2 年 6 ヶ月の懲役刑と 17 万元の罰金刑に処された。(法制日報 8 月 10 日)

★★★ 5. PC 関連の消耗品にニセモノ輸入製品が多発★★★

山東省維坊市工商局奎文分局は、先日コンピューターユーザーの使用する PC 関連の消耗品の市場において整頓・規範活動を行った際、輸入製品と偽った大量のニセモノ製品を発見した。これらニセモノ製品は主に Sony と印刷されたフロッピーディスクやプリンターのインクカートリッジであり、包装上には中国語の表示や合格証がなく、英語の説明のみが付されている。PC 消耗品販売店の店長いわく「海外からの走私（非法に輸入した）製品」とのことだが、調査人員が実際の流通経路を辿ったところ、これら製品はほとんど広州の農村地域にある小規模の工場から仕入れている事が分かった。このようなニセモノ製品は一見海外から輸入された製品のように見えるが、国産の正規製品より価格が安く、品質もかなり劣るものである。(法制日報 8 月 22 日)

★★★ 6. 広東省質量技術監督局、ニセブランド靴の生産拠点を摘発★★★

広東省質量技術監督局は 8 月 1 日、広州近郊のニセブランド靴製造工場を摘発した。同工場は 10 種類あまりのニセブランド婦人靴を製造しており、押収された 600 足余りの靴と大量の原材料の市場総価値は 70 万元にも達するとのことである。

調べによると、同工場は 70 名以上の従業員を使って長期にわたってニセモノのルイヴィトンやシャネル、グッチなどの婦人靴を製造しており、昨年製造した靴の販売総額は 1000 万元以上にも達した。これら製品は広州の卸売市場を通じて上海、福建、北京、深センなどの重点的販売地域にて販売されるだけでなく、東南アジア地域まで輸出されることもあるという。同工場は昨年 3 月から広州にてニセブランド靴の製造を始め、一度工商局に摘発されつつも、今年 6 月より再び生産を開始したものである。(中国質量報 8 月 7 日)

★★★ 7. 広東省のニセモノ製造販売拠点の摘発、3 年間で一万超える★★★

広東省ニセモノ取締り弁公室の仇水旺主任によると、1998 年 1 月から 2001 年 6 月末までで、広東省各レベルの行政部門が動員した人員はのべ 181.5 万人、捜査を行ったニセモノ案件は 17 万件、摘発したニセモノ製造拠点は 13,379 ヶ所、押収した模倣・粗悪製品の市場総価値は 27.23 億元、また公安・司法機関に移送され処罰を受けた犯罪者は 1,166 人であった。広東省の各部門は特に市場への影響の大きい重大案件に重点を置いて捜査を進めており、3 年間で捜査を行った

100 万元以上の大型案件は 90 件以上であった。

仇主任は広東省が現在ニセモノ取締りにおいて直面する問題を次のように指摘した。ニセモノ犯罪者は次第に取締り活動に対する経験を有するようになり、手段もますます複雑化、悪質化している。例えば、製造拠点を地下室や山中の洞窟に設置したり、司法・行政機関の倉庫や土地を借りてニセモノを製造している者もいる。また、製造されるニセモノ製品にも変化が見られ、以前はタバコ・化粧品、洗剤、電池などが主流であったのに対し、最近ではカメラ、バイク、コンピューターなどのハイテク製品のニセモノも増えてきている。このほか、法律に対する理解の相違や司法解釈発布の遅れなどにより、最終的に逮捕され処罰を受ける犯罪者の比率が非常に低いという問題も生じている。1998 年から昨年末までの統計では、刑事責任を追及されたり公安機関に移送された犯罪者の比率は、案件総数の 7%にも満たないほどであった。(中国新聞網 8 月 2 日)

★★★ 8. 広西省と寧夏省、海賊版ソフトウェアの取締りを強化★★★

国家版權局など四部門から公布された「市場經濟秩序の整頓と規範における海賊版ソフトウェアの厳格な取締り行為に関する通達」の精神に基づき、広西省各レベルの著作権管理部門は公安や工商局と協力し、段階的、集中的に現地の電子出版物市場に対し捜査を行い、海賊版ソフトウェアの製造販売拠点を捜索し、これらソフトウェアの販売ルートを一掃した。広西省では、海賊版を発見したら一律没収、海賊版の製造販売者には厳格な行政処罰を与えるなど、厳格な海賊版ソフトウェアの取締りを進めると同時に、宣伝教育にも力を入れ、市場管理部門の人員を招集し海賊版ソフトウェアの取締りに関するセミナー等も行った。現在これらの活動は段階的な成果を上げつつある。

寧夏省では「海賊版ソフトウェア販売の禁止に関する通達」を発布し、現地の状況に応じた行動方を制定して積極的な取締りを行っている。また周辺省区と協力して他省から運ばれる海賊版の拠点の徹底調査を行っている。しかしながら、西部地区の經濟・文化はやはり遅れており、海賊版の販売が非法行為であるという意識がまだ低い。販売業者は貼り出された上述「通達」を見ても意に介さず、捜査員がソフトウェアを没収しようとしても、本人に違法行為をしたという自覚がないこともあるという。(中国知識產權報 8 月 10 日)

★★★ 9. 福州税関、ニセモノ捜査を強化★★★

福建省福州の税関は知的財産權保護の機能を十分に發揮し、今年上半期にニセモノのアディダス、NIKE、FILA、BOSS 等の、総額 170 万人民币に上る国内外の著名な商標侵害案件 9 件を取り締まった。福州税関は知的財産權侵害行為の税関での出入りを有効に取り締まり、知的財産權權利者の合法的な權益を保護し、輸出入の秩序の整頓と規範化を行う上で、多大な貢獻を行ったと言える。(中国知識產權報 8 月 17 日)

★★★ 10. HONDA ニセ商標事件解決★★★

重慶市公安局と重慶市技術監督局捜査隊は 1999 年 7 月、重慶市森鴻実業有限公司の製造した HONDA 商標の入ったエンジン 385 台を押収し、鑑識によりこれらエンジンがニセモノであることをつきとめた。重慶市第一中級裁判所は日本本田技研工業株式会社による当該商標件侵害の訴えを受理し、先日被告の森鴻実業に対し、24 万元以上の罰金と本田技研工業への公開謝罪を求め

る判決を下した。昨年、森鴻実業の代表者は重慶市九龍坡区人民法院にてすでにニセ商標を登録した罪に問われ、有期懲役2年と罰金2万元の刑に処されている。(中国知識産権報 8月17日)

○中国司法行政関連

★★★ 1. 全国市場経済秩序の整頓・規範指導グループ第二回全体会議開催、李嵐清が市場経済秩序の整頓・規範を強調★★★

全国市場経済秩序の整頓と規範化の指導グループは、7月26日に第2回会議を招集し、引き続き模倣品取締り連合キャンペーンと文化市場の整頓に重点を置くことの重要性が指摘された。具体的な会議内容は次の通りである。1. 特に人体の健康や生命の安全に直接危害を及ぼすような模倣・粗悪品の厳格な取締りに力を入れるとともに、各種の模倣・粗悪消耗品の製造販売の取締りの度合いを高める。2. 模倣・粗悪品の輸出行為を厳格に取り締まる。3. 税関での取締りを強化し、これら製品の輸入を防ぐ。4. 模倣・粗悪品の生産拠点を取り締まり、ニセ商標・包装の印刷工場を一掃する。5. 文化市場の整備に力を入れ、非法経営を行うインターネットカフェや、海賊版ゲーム、AV製品の経営場所を取り締まる。6. 引き続き脱税行為や輸出と見せかけて税の還付を受ける犯罪行為を取り締まる。(中国質量報 7月26日)

★★★ 2. 呉儀国務委員、全国工商行政管理局长座談会にて市場監督の強化を要求★★★

8月7日、全国工商行政管理局长座談会が開催された。呉儀国務委員は同会で重要な講和を発表し、次のように述べた。全国工商行政管理系統は、中古車解体・組立市場、連鎖販売市場の取締り、模倣・粗悪品の製造販売の取締り、違法な虚偽公告の取締り、“三無製品(製造工場名、連絡先住所、中国語の製品説明のない製品)”製造企業の取締り、販売ルート封鎖などの方面において大きな成績を収めている。各レベルの工商行政管理部門もさらなる責任感を持ち、引き続き模倣・粗悪製品の製造販売を厳格に取り締まり、市場経済秩序を攪乱する行為を根源から抑制し、不公正な競争や市場独占行為に対する法律執行を強めている。また、商標や広告の監督管理の強化においては、工商行政管理部門は十分に市場取引の規範作用を発揮し、経済構成の調整と国有企業改革の支持に多くの貢献を行った。今後とも中国のWTO加盟に向けてWTO規定に整合しない法律規定の改正作業を進めるとともに、WTO規定に通じた人材の育成やその普及活動も積極的に行っていかなければならない。(法制日報 8月8日)

★★★ 3. 国家知的財産権局、特許業務評価基準を公布★★★

国家知的財産権局は8月7日、地域及び企業の特許業務状況を全面的に評価する特許業務評価基準を発表した。当該基準は地域の特許業務評価基準と企業の特許業務評価基準の二つの部分からなり、主に地域と企業の競争力や創造力を測る指標と国際社会で使用されている競争力を評価する指標システムをもとに制定されたものである。評価基準は数量と性質の2種類の指標により構成され、地域の基準は特許の申請数及び授与数、特許技術の産業化、特許保護の度合い及び政策法規の制定などの65項目、一方企業の基準は企業の知的財産から得る収入、特許申請数および授与数、知的財産権関連の紛争と訴訟、知的財産権の管理と応用のレベルなどの118項目からなる。特許業務評価基準は現在全国の特許モデル都市でまず試行される予定である。(法制日報 8月8日)

★★★ 4. 日本商標権者の保護のため「歌帝」の商標登録を取消し★★★

日本増永メガネ株式会社、上鋒国際貿易有限公司の“歌帝”という商標登録に対し、不当な登録による登録取消しを申請した結果、“歌帝”の商標登録が取り消された。申請人である増永メガネは各国で“KOKI”、“KOOKI”という商標登録を行っているが、上鋒国際貿易は申請人から権利を授与されないまま、勝手に“KOOKI”と同中国名の“歌帝”を、中国の商標分類の第9種に該当するメガネ等商品の商標として登録し、申請人との誠実信用の原則に違反した。

国家工商総局商標評価審査委員会は、評価と審査を行った上で次のように発表している。“KOKI”、“KOOKI”の商標は申請人がメガネ商品上に長期にわたり使用してきた商標である。非申請人と申請人の間には経済的関係が存在しているため、非申請人の商標登録行為は民法上の誠実信用の原則に違反する悪意の行為である。(商標世界 7 月 26 日)

★★★ 5. 工商局、上半期に 30 万件以上の調査を実施★★★

全国工商行政管理部門が今年上半期に立件・調査した各種の違法な経済案件は 32.4 万件で、全案件の総市場価値は 44.02 億元であった。司法機関に移送され犯罪者の刑事責任を追及した案件も 397 件あり、容疑者 1589 人が関連機関に移送された。(法制日報 8 月 8 日)

★★★ 6. 地方の特許管理局、法制化の軌道に乗る★★★

全国都市特許モデル都市活動の開始以来、モデル都市と指定された 20 以上の都市は次々と独自の特許管理に関する立法を行い、地方の特許管理活動の制度化と規範化を進めている。まず武漢市が全国ではじめて地方性の特許管理条例を制定し、特許の申請権と管理権、特許の実施と許可、特許情報の伝達と利用、行政上の特許保護などの方面で系統的な規範化を行った。江蘇省武進市は全国特許モデル都市とされてから 1 年の間に大きな改善が見られた。特許活動の管理体制を構築し、特許発展基金、産と学の研究、奨励、宣伝、評価などの方面で、特許の管理活動と結合した要求を明確化した。湖南省湘潭市でも一連の政策措置を制定し、企業の技術開発に長期的に安定した制度環境を提供した。(法制日報 8 月 22 日)

★★★ 7. 実用新案特許の検索システム始動★★★

特許法及びその実施細則の関連規定に基づき、国家知識産権局は実用新案特許の検索システムを始動した。当該システムにより、国家知的財産権局特許局は実用新案特許の検索報告請求を受理することになる。プロセスとしては、先に検索報告請求書の形式が審査され、その後実用新案ファイルが特許審査協力センターに届けられ、検索が進められる。検索費用は一件につき 2400 円で、検索報告請求書は国家知的財産権局のウェブサイト上からもダウンロードできる。全プロセスは通常 2 ヶ月半以内に完了する。現在当局はすでに 40 件余りの請求を受理しており、うち 7 件はすでに特許審査協力センターに移され検索作業が開始されている。(中国知的財産権報 8 月 10 日)

○その他 I P R 関連

★★★ 1. 情報産業知的財産権保護国際シンポジウム、広州にて開催★★★

「新世紀に向けて---情報産業知的財産権保護国際シンポジウム」が、8月13、14日広州にて開催される。国内外の著名なIT企業が情報産業発展における知的財産権保護の立法問題、インターネット及びソフトウェア産業の発展、電子商取引の発展、IC回路の知識財産権保護及び政府部門の知識財産権保護措置等について検討を行う。(中国知識財産報 8月10日)

★★★ 2. 北京の特許譲渡数急増、取引高 32 倍に★★★

中国のWTO加盟に向けた新体制の構築と国の関連する奨励政策により、最近特許市場が大幅に拡大している。今年1月から7月まで、北京市の特許取引高は5546万人民币元に達し、昨年同期比32倍もの増加が見られた。中国WTO加盟後も、ますますの特許技術の開発と特許取引数の増加が期待される。(中国知識財産報 8月1日)

★★★ 3. ハイアール社、技術開発と知的財産権保護のフロンティアに★★★

1992年、ハイアール社は国内企業で初めて知的財産権部門を設けた。設立以降、同部門は全面的に企業の商標登録やブランド名の構築及び技術特許の申請などを行っている。ハイアール社の技術開発による一つ一つの成果は同部門により特許として申請されており、このような特許申請の積み重ねは同社の新製品の技術開発に対し全面的な法的保護を与える結果となった。同社は16年間で3039件の国内特許を申請しているが、同時に国外特許の件数も絶えず数を増し、今年上半期の国外申請特許は115件であった。現在、同社は平均で毎日1.3の新製品を開発し、2.5の新特許を申請している。特許申請の増加と並行して、ハイアール社は全体としての開発・創造能力を高めており、市場のシェアも着実に拡大している。(法制日報 8月6日)

★★★ 4. 浙江省、特許活動の新政策を發布★★★

先日、浙江省政府は「特許活動の強化による技術創造の促進に関する意見」という地方性の特許活動に関する新政策を發布した。同意見では、特許の指標及び特許の管理レベルを企業経営管理レベルと技術開発活動の業績の重要な内容とすることが強調されている。(中国知識財産報 8月17日)

○JETROからのお知らせ

★★★ 1. 中国消費者協会との意見交換を実施★★★

去る8月15日(水)、商工会議所IPG山崎グループ長(エプソン中国董事長)及びJETRO知財室(日高)により、中国消費者協会の楊克新聞与公共事務部主任との意見交換を行いました。

今回の意見交換によって、中国における日系企業製品のニセモノ被害の状況及び消費者に与える被害の状況等について相互の理解を深めることができ、また今後、中国消費者に甚大な被害を与える日系企業のニセモノ製品問題については、消費者協会としても何らかの協力関係を持つことは可能である旨の回答を得られました。商工会議所IPG及びJETROとしては、IPGを中心に個別各社の被害状況に応じて、消費者協会との具体的協力関係について検討していく予定です。

★★★ 2. 最新の法改正、司法解釈等の全文日本語訳を掲載★★★

先月号でもお知らせした日中経済協会知財室が運営するホームページ(JETRO北京センター運営協力。アドレス：<http://www.cnip.org>)では、知的財産権に関する最近の法改正や司法解釈

等について、全文日本語訳を掲載しています。参考までに、この2ヶ月間に掲載したものを以下に紹介しますので、必要な方は是非アクセス下さい。

・最高人民法院による技術契約紛争案件審理における若干問題に関する全国裁判所知的財産権審判活動会議の議事録を発行する通達

・最高人民法院の訴訟前に特許権侵害行為差止めの法律適用問題に関する若干規定

・最高人民法院特許紛争案件審理の法律適用問題に関する若干規定

・最高人民法院及び最高人民検察院による偽造悪質商品刑事事件処理に係る関連法律の具体的適用に関する若干問題についての解釈

・中華人民共和国改正専利法実施細則

・改正後の専利法及び施行細則を施行する経過措置

・中国海関（税関）の知的財産権保護についてのQ & A

・中国におけるニセモノの状況と取締りの実例（2001年委託調査報告書）

★★★ 3. 商工会議所 IPG 8 月会合 / JETRO 知財セミナー開催 ★★★

去る8月3日（金）、北京市内の長富宮飯店にて、IPG会合 / JETRO 知財セミナーが開催されました。第一部では、ヤマハ発動機北京事務所の細川所長より「中国における二輪車模倣問題と台州ヤマハ事件」について、第二部では、国家経済貿易委員会貿易市場局の黄局長より「中国政府における市場経済秩序整頓規範化活動」についてご講演頂きました。また、当日は経済産業省通商政策局の鈴木公正貿易推進室長、国際経済課藤本氏も本会合に参加され、セミナー終了後の情報交換会では日系企業関係者とニセモノ被害の状況について意見交換されました。

次回会合は、9月下旬に「改正専利法実施細則」「中国における意匠権侵害事件への対応と実例」についてセミナーを開催する予定です。

==== **China IP News Letter** =====

JETRO北京センター 知的財産権室

=====
発行人：JETRO 北京センター知的財産権室 室長 日高 賢治

このニュースレターは、中国の知的財産権の状況をお伝えするため、幅広く関係者の皆様にお配りしています（記事末尾に出展の記載のないものは、JETRO 独自調査によるものです）。

配布の追加・停止等は、以下にアクセスお願いいたします。

<http://www.melma.com/mag/17/m00002317/>

また、中国の知財関連情報全般、関係法律全文訳、本メールマガジン・バックナンバー等をご覧になりたい方は、下記アドレス（日中経協知財室HP）にアクセス下さい。

<http://www.cnip.org>

本メールマガジンに対するご意見・ご質問・ご感想等がございましたら下記までご連絡下さい。

JETRO 北京センター知的財産権室

北京市建国門外大街甲 26 号長富宮弁公楼 7003 郵編 100022

TEL.+86-10-6528-2781, FAX+86-10-6528-2782

E-mail : post@cnip.org

Copyright 2001 Kenji Hidaka, all rights reserved
